

# キャンパスマスタープランの策定と実現 に関するガイドラインについて

( 素 案 )

平成21年11月

今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議  
キャンパス計画に関する検討ワーキンググループ

## 目次

はじめに	2
1．キャンパスマスタープランはなぜ必要か？	3
(1)背景	3
(2)キャンパスの計画的整備の必要性	3
(3)キャンパスマスタープランの役割と効果	3
(4)キャンパスマスタープランの基本的な考え方	4
2．キャンパスマスタープランの策定	5
(1)キャンパスマスタープランの基本的な視点	5
(2)的確な現状把握・分析に基づく具体的な目標設定	5
(3)キャンパスマスタープランの構成	6
(4)キャンパスマスタープランの策定を担う体制と 計画継承のための仕組みづくり	8
3．キャンパスマスタープランを実現するための行動計画	10
(1)実効性のある行動計画の作成	10
(2)PDCAサイクルによる行動計画の確実な実施	11
(3)学内調整機能を持つ推進体制の確立	11
(4)教育研究等への整備効果の公表	11
4．キャンパスマネジメントによる持続的向上	13
(1)キャンパスの持続的向上	13
(2)キャンパスマスタープランの策定と実現を担う人材育成	13
5．モデルプラン	14
参考1 今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議 キャンパス計画に関する検討ワーキンググループ協力者名簿	15
参考2 これまでの審議状況	15

## はじめに

「今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、将来的なビジョンを踏まえた長期的視点に立ったキャンパス計画を策定し、計画的な整備を進めていくことが必要であるとの提言（知の拠点・我が国の未来を拓く国立大学法人等施設の整備充実について（中間まとめ））を受け、同会議の下に専門的な観点から検討するワーキンググループ（キャンパス計画検討WG）を設置し、平成21年7月より具体的な検討を進めてきた。

本ガイドラインは、長期的な視点に立ったキャンパス計画を策定し、実現に向けた取組を円滑に進められるよう、基本的な考え方や留意事項を取りまとめたものである。

本ワーキンググループとしては、ガイドラインを国立大学法人等に周知するとともに、キャンパス計画の策定や実施に関するセミナーを開催し、先進的な取組事例等の普及を行うことが必要であると考えます。

ガイドラインを活用されることで、各国立大学法人等において個性あるキャンパス計画が策定され、確実にその実現が図られることで、知の拠点として活力に満ちたキャンパスが構築されることを期待するものである。

## 1 . キャンパスマスタープランはなぜ必要か？

### (1)背景

- ・国立大学は、平成 16 年 4 月、国立大学法人法の施行により、自主的・自律的な運営や、民間的発想によるマネジメント等を実現するため、国の行政組織の一部から各大学ごとに法人格が付与された。
- ・施設整備面では、法人化後、
  - 学生宿舎や産学連携施設等について、長期借入金による整備が可能となるよう国立大学法人法施行令の改正
  - 国立大学法人に対する地方公共団体の寄附等について、施設の無償譲渡が可能となるよう地方財政再建促進特別措置法施行令の改正等の制度改正が行われた。
- ・法人化後の施設整備は、国が措置する施設整備費を基本的財源としつつ、以下のような多様な財源により、キャンパスの整備充実が可能となっている<sup>1</sup>。
  - 民間等からの寄附による施設整備
  - 長期借入金による学生宿舎の整備など大学独自の財源による施設整備
  - 地方公共団体との連携による施設整備
  - 他省庁の補助金による施設整備、等

### (2)キャンパスの計画的整備の必要性

- ・国立大学法人等においては、アカデミックプランや経営戦略との整合を図りつつ、自主的・自律的な大学運営を促進させ、教育研究環境の充実だけでなく、環境対策、地域との連携の強化など秩序あるキャンパス整備を進めることも重要な課題となってくる。
- ・しかしながら、近年のキャンパス整備においては、ややもすると、今後の整備計画の検討が不十分で立て詰まりを起こしていたり、利用者のニーズへの対応などの検討が不十分で場当たりの整備となっていたり、調和の取れていないキャンパス環境や地域を考慮していないキャンパスとなる危険性をはらんでいる。
- ・このような現状から、想定しうる教育研究の将来構想を踏まえたキャンパスの目指すべき姿を具体化するとともに、個性あふれる教育研究を展開する魅力あるキャンパス、学生が誇れるキャンパス、地域に開かれたキャンパスとして発展的に再生するため、長期的な視点に立ったキャンパスマスタープランを策定し、計画的な整備を行うことが必要である。

### (3)キャンパスマスタープランの役割と効果

#### 1)キャンパスマスタープランの役割

- ・キャンパスマスタープランの役割としては、概ね以下の事柄が考えられる。
  - ・学長のリーダーシップのもと、大学の戦略構想やアカデミックプランの実現を、

物理的環境や施設の側面から支援していくこと

- ・長期的な視点からキャンパスマスタープランを策定しておくことで、中期計画・中期目標に適切かつ合理的な取組の明示が可能となること
- ・関係者に対し、キャンパス整備における整備優先度の透明化を図ること
- ・キャンパスの将来像について、学内外の関係者が共通認識を持てること  
また、寄付者への理解と協力を資すること
- ・産学連携の場を確保し明示することによる共同研究・受託研究の推進に寄与すること
- ・キャンパスの整備への投資に対して、その成果を解り易く国民へ開示すること
- ・キャンパス全体の整備計画と中長期的な維持管理との整合のとれた実施に資すること

## 2)キャンパスマスタープラン策定の効果

- ・キャンパスマスタープランを策定し実現に向けた取組を進めている大学では、大学となるキャンパス像や、解決すべき課題の教職員間の共有、将来的、中長期的な展望を見据えた大学の経営方針の明確化、そのために必要な財源計画とその確保、施設整備等と関連する他の取組との包括的な推進によるキャンパス環境の総合的な形成が可能となり、目に見える形でキャンパスの改善が進められている等の効果が現れている。

## (4)キャンパスマスタープランの基本的な考え方

- ・大学の理念・目標や教育研究の将来構想、産学連携の展開、環境対策、学生支援の充実など大学としての取組や課題という縦系と、物理的な建物や屋外空間等という横系から、それぞれの大学が特色あるキャンパスマスタープランを織り上げることが必要である。
- ・キャンパスマスタープランの策定に当たっては、歴史や文化など伝統的空間の継承と、将来の教育研究を見据えた発展的な整備という二面性に配慮することが必要である。
- ・一方、施設整備に関わる国や地方公共団体が作成する計画等を踏まえ、必要となる安全性の確保等を図りつつ、地域の産業進行や先端医療・地域医療に応えうるキャンパスの整備充実を図ることが望ましい。
- ・今後、キャンパスマスタープランを策定あるいは見直しを行う際には、大学自らの利用にとどまらず、周辺地域や都市との関連性に配慮しながら、持続可能性という観点から、どのようにキャンパスの質的充実を図るかを盛り込むことが重要である。
- ・また、キャンパスの将来像を見据え、最終形に至るまでのいくつかの整備範囲と優先順位を設定し、段階的な整備行うことも有効である。

---

1 「新たな整備手法による整備事例集（平成21年1月）」参照。

## 2 . キャンパスマスタープランの策定

### (1) キャンパスマスタープランの基本的な視点

- ・キャンパスマスタープランは、基本的には以下のような視点<sup>2</sup>を踏まえつつ、個々の大学の個性や特色を踏まえて検討を行うことが重要である。更に大学の機能別分化や大学間のネットワークの構築に対応した在り方についても併せて検討することが重要である。
- ・例えば、学部の再編等を視野に入れた教育研究の将来構想や、産学連携の一層の強化、国際交流の更なる進展など大学の教育研究の展開に対して、既存施設で対応しうるか、あるいは関連施設の一層の整備充実を図る必要があるかなどについて十分な検討を行い、キャンパスマスタープランに落とし込むことが必要である。

#### 教育機能の発展

- ・多様な教育研究ニーズや高度で専門的な教育研究ニーズへの対応、学生支援環境等の充実、等

#### 研究機能の発展

- ・卓越した研究拠点形成、イノベーション創出への対応、共同利用・共同研究の推進への対応、等

#### 産学官連携の強化

- ・地方公共団体、企業等との連携・協力と多様なスペース確保の取組、等

#### 地域貢献の推進

- ・地域・社会との共生、生涯学習機能の充実、地域医療の拠点形成への対応、等

- ・国際化の推進

#### 環境問題への貢献

- ・キャンパスの国際化、留学生・外国人研究者等への対応、等

#### 環境問題への貢献

- ・地球温暖化対策等のモデルとなるキャンパスづくり、環境維持・保全活動や省エネ活動と一体的な環境対策の推進

#### キャンパス環境の充実

- ・キャンパス環境の調和・個性化、キャンパスライフを支える施設の充実、等

### (2) 的確な現状把握・分析に基づく具体的な目標設定

#### 1) 施設の点検・評価の実施

- ・国立大学法人等は、今後の教育研究の展開を図る上で、施設がこれを実現するための基盤として対応しうるかどうかという視点で現状の施設の点検・評価を行い、既存施設の有効活用に関する取組みを含め、キャンパス全体の課題や問題点を明らかにすることが必要である。

---

2 平成21年8月「知の拠点 我が国の未来を拓く国立大学法人等施設の整備充実について～新たな価値を生み出すキャンパス環境の創造・発展～（中間まとめ）（今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議）」において、今後の国立大学法人等施設の目指すべき姿を明示している。

## 2)新たな指標の活用

- ・教育研究活動の基盤として必要な整備を行うため、従前の耐震指標 IS 値に基づく評価に加え、施設の老朽度や施設の機能等に関する評価、さらには環境負荷低減の観点からの評価が必要である。
- ・国立大学法人等は、国が示す新たな指標などに基づき既存施設の評価を行い、今後の整備目標を設定することが重要である。

## (3)キャンパスマスタープランの構成

- ・キャンパスマスタープランの構成は、施設、屋外環境、交通動線等を基本的な骨格とし、柔軟性と継承性に耐えうる構造することが重要である。なお、実情に応じて必要となる計画を加えることも考えられる。
- ・なお、キャンパスの将来像を共通認識を持つため、完成イメージパースや模型等を活用することも有効である。
- ・また、キャンパスマスタープランは、キャンパスを通じて大学の意志を伝達するツールとして構成することも有効である。例えば、受験生、海外からの留学生に対してキャンパスの魅力やキャンパスライフを含め取りまとめることや、研究者、地域社会、経済界・産業界へ大学の教育研究の展望とその活動拠点であるキャンパスの充実を示すことも考えられる。

## 1)教育研究活動等の基盤としての基本的な事項

### 空間づくり及び敷地利用計画等<sup>3</sup>

- ・敷地の合理的利用を図るため、各施設の用途や相互の関連性を考慮し、教育研究活動を踏まえ適切に設定したゾーンで敷地を構成する敷地利用計画を立てることが必要である。その際、現状と将来構想をいかに結びつけるか実現可能な方法を検討することが重要である。
- ・例えば、学内、学外の共同利用を行う施設を集中的に配置するゾーンを設けることも考えられる。
- ・また、用途別に区分されたゾーン内の整備充実図るとともに、ゾーンとゾーンの動線上に交流の場を設ける工夫をすることも考えられる。
- ・アカデミックな環境を醸成し、充実した教育研究活動を行うためには、キャンパスの特徴を活かした空間的骨格を形成することが必要であるが、その際、屋外環境は重要な役割を果たすものである。キャンパスの中で、質的に強化すべき空間や継承すべき伝統的空間等の位置付けを明確化し、それらのキャンパスの中での意味をさらに強め、場所の個性を創り出していく空間づくり（プレイスメイキング）を検討しキャンパスマスタープランに盛り込むことが必要である。

---

3 「キャンパスの施設長期計画要領（平成6年5月）」において、長期的視点に立った秩序ある施設整備を進めるための基本的な考え方を示している。

- ・上記の屋外環境との関係を十分考慮しながら交通動線を計画し、駐車場及び駐輪場の適切な配置を行い、歩行者と自動車の分離を図るなどの安全安心な計画とすることが重要である。また、駐車場等の配置にあたっては、土地の有効活用や低炭素社会実現の観点から適正な規模に制限することや有料化を推進することも必要である。
- ・施設の配置にあたっては、教育研究活動や管理運営の円滑な実施を図るため、建物相互の機能関連性等を踏まえ、機能的で使いやすい合理的な配置とすることが重要である。
- ・また、将来の増築用地を予め定めておき、その拡張が無規則に配置されないようにすることが重要である。なお、建物の壁面線を設定することや、主要な交通動線上の端部に代表施設を配置する手法(アイストップ)も有効である。

#### 施設の利用に関する事項

- ・スペースの需要と供給に関する基本的な枠組みを定めるとともに、学外施設の利用の可能性のある範囲の特定、適切なスペース管理を行うための仕組みの構築が重要である。
- ・プロジェクト研究や若手研究者の増大等に伴う既存施設の狭隘化の解消を図り、全学共同利用スペースの拡充を図るため、稼働率の低い講義室等の転用を進めるなど実態把握と再配分を一層進めることが必要である。
- ・また、同様に学部生のための自学自習のための空間の充足にも配慮が必要である。

#### 施設整備等に関する事項

- ・キャンパスを構成する施設は、群として調和の取れた景観を形成するため、大学によって異なるが建築形態、色彩及び素材等に関する基本的なデザインの考え方を定めておくことが重要である。
- ・教育研究活動に必要な機能や安全・環境の観点から必要となる機能、あるいは施設の既存施設のコンディションの維持レベルなどの施設水準について基本的な考え方を整理しておくことも有効である。
- ・電気、給排水、ガス等の基幹設備については、各々の改修サイクルや施設の整備計画等を踏まえ適切に計画することが重要である。

#### 資産の管理と活用

- ・国立大学法人等は、土地(演習林、グラウンドを含む)及び施設を重要な資産として、経営的観点から管理と活用を図ることが重要である。
- ・施設の機能劣化を防止し、教育研究活動のための環境を維持・改善を図るため、実情に応じて一定の投資を行うことが重要である。
- ・また、教育研究活動の発展のためには、大学全体の共用資産である土地及び施設を最大限活用することが必要であることから、土地及び施設に対する部局占有意識を廃し、全学的な見地から戦略的な活用を図ることが重要である。



## 2)環境への負荷の低減に関する事項

- ・国立大学法人等は、環境に関する学術研究の推進や、環境を重視し意欲的に取り組む人材育成を推進するとともに、大学と地域社会を含めた包括的な取組への拡充を図るなど牽引役としての役割を担っている。
- ・このため、環境に関する研究と教育の実践の場としてキャンパスを活用し、率先して省エネルギーやCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組み、有効な事業モデルを示すことも期待されている。
- ・環境への負荷の低減の観点から、老朽施設の断熱性・気密性の向上を図るとともに、熱源や設備機器等をより省エネルギーに配慮したものに更新することが重要である。

## 3)地域との連携に関する事項

- ・大学が持つ知や歴史・文化に触れようとする多様な者を受け入れ、他大学等との人的交流はもとより、企業との産学連携による技術開発の促進や近隣の児童生徒の知への探求心の醸成など、知の交流を促す開かれたキャンパスの形成が重要である。
- ・このため、多様な者の利用を考慮した整備を進めるとともに、図書館施設等の地域利用の促進や、大学発ベンチャーの創出など産学連携の推進のための施設利用の弾力化を進め、地域と大学が事業の成果を共有できるキャンパス整備を行うことが望ましい。

## (4)キャンパスマスタープランの策定を担う体制と計画継承のための仕組みづくり

- ・キャンパスマスタープランは、アカデミックプランを実現するためのものであり、経営戦略の一部として、大学として意志決定をすることが必要である。
- ・国立大学法人等においては、国際化、産学連携、地域貢献、環境等の課題に適切に対応していくために、これらの戦略とキャンパスマスタープランとの整合を図ることができるよう全学的な検討体制の確立が必要である。
- ・このため、計画の策定に当たっては、教育研究の代表者をはじめ、施設・財務・学生担当等の事務組織の責任者からなる委員会において検討することが有効である。
- ・その際、大学を核とした地域活性化の推進を図る観点から、地方公共団体や産業界・経済界、地域住民等の参画も有効である。
- ・なお、建築工学科の教員など学内にキャンパス計画に係る専門家がない場合には、外部の専門家等を委員として委嘱したり、特任の教員として採用することも考えられる。
- ・計画の策定後、長期的に整備が進められる過程において、整備の実施状況をフォローアップし、適時適切に計画の見直しにつなげるため、検討体制は恒久的なものとすることも重要である。
- ・キャンパスマスタープランの策定に当たっては、キャンパスマスタープランの案を公表し、学外の関係者や地域社会等からの意見やアイデアを求め、キャンパ

スマスタープランに取り入れることも有効である。

- ・キャンパスマスタープランを策定した場合には、各方面の理解と協力を得るために、学内外に広く公表することが重要である。その際、歴史的建造物をはじめ、特徴的な屋外空間や自然、近年整備した施設とそこで行われている先端的研究などキャンパスの魅力を発信することも重要である。

### 3 . キャンパスマスタープランを実現するための行動計画

#### (1)実効性のある行動計画の作成

- ・ キャンパスマスタープランを実現するためには、到達点までの道筋となる行動計画を作成することが極めて重要である。その実効性を担保するためには、以下の点に留意する必要がある。

##### 1)計画内容・計画期間と財源とを一体的に検討

- ・ 実効性のある行動計画を作成するためには、予定事業を財源別に整理することが重要である。
- ・ その際、複数の整備手法により事業化が可能なものは、整備後の管理運営を含め総合的に判断し、最適な整備手法を選定する必要がある。
- ・ 行動計画期間設定に当たっては、中期計画との齟齬を生じないように、中期計画と重複する期間を設定することが合理的である。

##### 2)計画を実現するための財源の確保

- ・ 行動計画に掲げる事業を実施するため、その所要額の把握を行い、必要な財源の確保に努めることが必要である。

##### (施設整備費補助金)

- ・ 国立大学法人等は、国が示す施設整備の計画や整備方針を踏まえ、実施事業の選定を行うとともに、事業の必要性・緊急性とともに、具体的な事業効果を示すことが求められる。

##### (多様な財源)

- ・ 上記の国が措置する施設整備費の他に、企業等からの寄附の受入れに加え、科学研究費補助金の間接経費の活用などにも努めることが望ましい。
- ・ 更に、法人化後、他省庁の補助事業の実施主体となることが可能となったことから、補助目的に合致する予定事業がある場合には積極的に補助金の活用を検討することが必要である。
- ・ また、産学連携施設や共同研究施設等については、キャンパスマスタープランであらかじめ定めたエリア内に、地方公共団体や独立行政法人、あるいは共同研究を行う企業等による施設整備を受け入れることが有効である。
- ・ 加えて、民間金融機関からの長期借入金や、実情に応じて目的積立金の計画的かつ効果的な活用を図ることが考えられる。

##### 3)施設整備と運営の一体的な取組

- ・ 実効性ある行動計画を策定するためには、研究設備と一体となった計画を立案するため、施設利用者（研究者、教員、学生、周辺住民等）や関係部局等と十分な調整を行う必要がある。
- ・ そのためには、専門部会やワーキンググループを設置し、個別具体の検討の積み上げを行うことも有効である。

## (2) P D C A サイクルによる行動計画の確実な実施

### 1) 施設マネジメント<sup>4</sup>の機能発揮

- ・国立大学法人等は、既存施設の有効活用、施設の質の維持向上等について、整備需要に対し最適な整備手法を選定するとともに、より一層の推進を図り具体的な成果を上げることが必要である。
- ・このため、国立大学法人等は、行動計画を施設マネジメントの Plan と位置付け、P D C A サイクルにより事業を実施することが必要である。
- ・事業の実施に当たっては、他大学等の数値化した実施状況や標準値等（ベンチマーク）と比較検討を行うことにより、行動計画の具体的な目標設定や成果を確認することが有効である。
- ・なお、事業実施結果とベンチマークとの差異については、その優劣にかかわらず原因究明を行い、以降の事業に役立てることが必要である。

### 2) 評価と評価結果の反映

- ・行動計画の実施部局は、事業の実施後、行動計画の進捗状況、事業の評価・分析を行い、施設マネジメントを推進する委員会を経て、役員会に報告することが重要である。
- ・行動計画の進捗状況の結果に応じて、選定手法等の適切性、事業規模、事業の優先順位について検証し、的確に判断することが重要である。
- ・なお、事業の評価・分析結果は可能な限り公表することが望ましい。

## (3) 学内調整機能を持つ推進体制の確立

- ・施設マネジメントの推進組織として、学長の責任の下、施設担当理事や関係部局代表、マネジメントの専門家等で構成する委員会等を設置することが重要である。
- ・施設マネジメントを推進する委員会等は、前述のキャンパスマスタープランを策定する委員会と協力し行動計画を策定するとともに、担当部局が行動計画を実施した後、評価及び改善案の検討、さらに同計画の継承を行うことが考えられる。
- ・なお、現場の関係者に対しても行動計画内容を正確に伝えとともに、意見や質疑等を広く受け入れる仕組みを整備し、改善につなげる努力を行うことが重要である。
- ・また、キャンパスマスタープランの達成のためには、学内関係部局の役割分担を明確化し、必要な情報を共有し、総合的に事業の推進を図ることが重要である。

## (4) 教育研究等への効果の公表

---

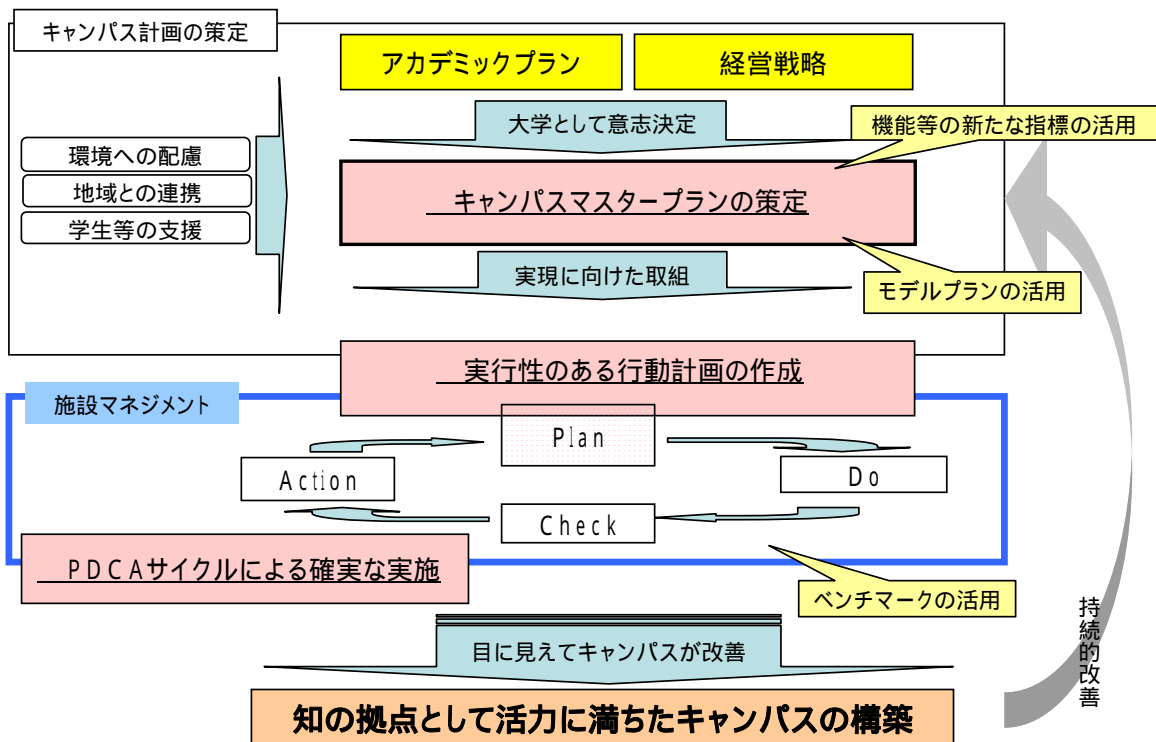
4 平成14年5月「『知の拠点』を目指した大学の施設マネジメント・国立大学法人（仮称）における施設マネジメントの在り方について」（今後の国立大学等の施設管理に関する調査研究協力者会議）において、「大学の施設マネジメントにおいては、教育研究活動に応じた施設の整備及び管理に関する目標を設定し、これに至る施設計画を策定し(Plan)、建物及び屋外環境の新築・増築・大規模改修、修繕、点検保守、清掃及び運転などを行い(Do)、これらの評価を実施し(Check)、評価結果を次期計画に反映させ(Action)、全学的に教育研究環境の持続的向上を図るという一連の取組み（マネジ

- ・ 国民からの出資とも言える施設整備費補助金は、その投資効果について、国民に対する十分な説明責任を果たすことが必要である。
- ・ このため、施設整備の効果について、施設整備による物理的な環境改善の内容、を通じて教育研究活動等の充実が図られた内容、整備した施設で創出された教育研究の成果等を段階的にわかりやすく学内外に公表することが必要である。

## 4 . キャンパスマネジメントによる持続的向上

### (1) キャンパスの持続的向上

- ・ キャンパスマスタープランが達成段階に至った場合や、キャンパスマスタープラン策定時の条件が変更になった場合（例えば、大学の統合、大規模な教育研究組織の再編等）には、必要に応じて所定の審議を経て再検討を行うことが考えられる。
- ・ 国立大学法人等は、長期的な視点に立ったキャンパスマスタープランの策定と実現に向けた取組を通じて、社会の期待に応える人材養成や学術研究の更なる発展を行う場として、キャンパスに新たな活力を産み、持続的向上を図ることができるような施設と環境を同時に扱った計画・戦略、実施、運営維持、評価、改善のサイクルを伴ったキャンパスマネジメントを実施できる。



### (2) キャンパスマスタープランの策定と実現を担う人材育成

- ・ キャンパスマスタープランの策定は、大学の中核的業務であることから、これを担うスタッフは、大学の教育研究活動等の展開を踏まえ、施設の適切な評価と問題解決のための具体策の提案を行うことが求められる。
- ・ このためには、施設整備の専門性に加え、研究者や学生等とのコミュニケーションを図り、効果的で質の高い施設整備を行えるよう研鑽を積むことが必要である。
- ・ また、関係省庁や独立行政法人等の施設整備のための補助制度、他大学の先進事例の把握を行い、導入の可能性について十分に検討することが必要である。
- ・ さらに、他大学等のキャンパス計画や施設整備・管理運営等の情報収集に努め、効果的かつ効率的な施設整備の実施などに活かすことが重要である。
- ・ 他大学等との連携強化や人材の交流、実践的な研修の実施などを行うことも有効である。

## 5 . モデルプラン

検討中

(参考2) キャンパス計画に関する検討ワーキンググループ 協力者名簿

今後の国立大学法人等施設の整備充実に関する調査研究協力者会議  
キャンパス計画に関する検討ワーキンググループ 協力者名簿

1. 協力者

小林 英嗣(主査)	北海道大学大学院工学研究科教授
上野 武	千葉大学工学部建築学科教授
小松 幸夫	早稲田大学理工学術院創造理工学部教授
水田 健輔	国立大学財務・経営センター研究部教授
緑川 健	一橋大学財務部施設課長
山下 治	東北大学施設部長
新保 幸一(特別協力者)	国立教育政策研究所文教施設研究センター長

2. 専門協力者

尾崎 健夫	早稲田大学會津八一記念博物館事務長兼文化推進部調査役
小篠 隆生	北海道大学大学院工学研究科准教授
小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
鶴崎 直樹	九州大学大学院人間環境学研究院准教授
道見 康文	帯広畜産大学企画総務部施設課専門職員

(参考2) これまでの審議状況

平成21年7月23日 第1回WG

- ・検討の方向(案)
- ・全体構成と基本的事項(案)

21年10月20日 第2回WG

- ・キャンパス計画に関する取組について
- ・キャンパスマスタープランの策定と実現に関するガイドラインについて  
骨子(案)

21年11月24日 第3回WG

- ・キャンパスマスタープランの策定と実現に関するガイドラインについて  
(素案)